



後期高齢者医療

国の医療制度改革により、平成20年4月1日から、「75歳以上の高齢者（65歳以上で一定の障がいがあり制度に加入する方を含む）」に係る医療については、財政基盤の安定化を主要な目的として、従来の老人保健制度から、全市町村が加入する広域連合を運営主体とする独立した医療保険制度である後期高齢者医療制度で実施することとなりました。

後期高齢者医療制度の資格と保険料については2月号で紹介しましたが、3月号では給付について紹介します。

●給付

後期高齢者医療制度では、老人保健制度と同じように保険医療機関にかかることができます。医療機関等では被保険者証の提示によって医療の給付の受給資格を確認しますので、忘れずに窓口へ被保険者証を提示してください。

なお、後期高齢者医療で受けられる主な給付は下記のとおりで、現行の老人保健制度と同様の給付が受けられます。



○療養の給付

病気やけがでお医者さんにかかるときの医療費の自己負担割合は1割です。（現役並み所得者は3割負担）

○入院時食事療養費

被保険者が入院したときの食費は1食260円（1日3食まで）が自己負担分となります。

ただし、住民税非課税世帯の方には、入院の際に標準負担額が減額される制度があります。

なお、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

所 得 区 分	食 費
現役並み所得者、一般（下記以外の方）	260円
低所得者Ⅱ 90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院
低所得者Ⅰ	100円

※低所得者Ⅱ

世帯全員が住民税非課税である方。

※低所得者Ⅰ

世帯全員が住民税非課税であって世帯の所得が一定基準以下の方。

○入院時生活療養費

被保険者が療養病床に入院したときは、食費と居住費にかかる費用のうち決められた負担額（標準負担額）が自己負担分となります。

なお、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

所 得 区 分	食費(1食当り)	居住費(1日当り)
現役並み所得者 一般（下記以外の方）	460円※	320円
低所得者Ⅱ	210円	
低所得者Ⅰ	130円	
老齢福祉年金受給者	100円	0円

※保険医療機関の施設

基準等により、
420円の場合もあります。

○特別療養費

被保険者資格証明書※の交付を受けている方が保険医療機関にかかり、医療費の全額を支払った場合、申請に基づき支払った額のうち自己負担額を除いた額を償還します。

※資格証明書

災害などの特別な理由がなく、1年以上保険料の滞納が続いた場合には、被保険者証を返還してもらい「資格証明書」を交付します。資格証明書の交付を受けた場合、医療機関の窓口ではいったん医療費の全額を支払っていただき、その後、各市町窓口への申請により、保険給付費相当額の支給が受けられます。

○療養費

次のような場合で医療費の全額を支払ったとき、申請により支払った費用の一部を払い戻しします。

- ・急病などで被保険者証を持たずに診療を受けたとき。
- ・医師の指示により、コルセットやギブスなどの補装具の費用がかかったとき。
- ・医師が必要と認めた、はり、灸、マッサージなどの施術を受けたとき。
- ・骨折や捻挫等で柔道整復師の施術を受けたとき。
- ・海外渡航中に治療を受けたとき。 · 手術などで輸血に用いた生血代。